

事 務 連 絡
平成20年11月11日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸 入 食 品 安 全 対 策 室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(韓国産パプリカ)

標記については、平成20年3月31日付け事務連絡にてお知らせしたところですが、今般、韓国政府から、パプリカ（ジャンボピーマン）に係る登録業者の名称及び住所の変更について連絡があったことから、同事務連絡の別添1の2の別表9を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。